

奈良県告示第三百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五
十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があつた。

平成二十六年二月七日

奈良県知事 荒井正吾

施術者の氏名	浅口 忠啓
施術所の名称及び所在地	浅口整骨院 橿原市石原田町三四一―八
廃止年月日	平成二十五年十二月三十一 日